第16号の16の３様式記載要領

１　この届出書は、地方税法（以下「法」という。）附則第12条の２の７の２第３項又は第４項の規定により届出をする場合において、法附則第12条の２の７第２項において準用する法第144条の21第２項の道府県知事に１通提出すること。

２　「免税軽油使用者証の番号」欄及び「業種」欄は、免税軽油使用者証の交付を受けていない者が免税軽油使用者証の交付の申請と併せて届出をする場合においては、記載することを要しないこと。

３　「上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県」欄は、製造を行う場所の道府県名及び営業区域に係る道府県名を記載すること。

４　「製造を行う期間」欄の期間は、免税軽油使用者証の有効期間の範囲において製造を行う期間の初日から末日までの間の年月日を記載すること。

５　法附則第12条の２の７の２第４項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

６　この届出書には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第２項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第２項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類及び道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。